

公共調達の適正化について（平成18年8月25日付財計第2017号）に基づく随意契約に係る情報の公表（公共工事）

公共工事の名称、場所、期間及び種別	契約担当官等の氏名並びにその所属する部署の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	法人番号	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由（企画競争又は公募）	予定価格（税込）	契約金額（税込）	落札率（%）	再就職の役員の数	備考
令和4年度 脇川玉川只越地区付替道路検討業務 脇川緊急治水対策河川事務所 令和5年1月12日から令和5年3月31日まで 土木関係建設コンサルタント業務	分任支出負担行為担当官 四国地方整備局 脇川緊急治水対策河川事務所長 松山 芳士 愛媛県大洲市中村210	令和5年1月11日	四国建設コンサルタント（株）愛媛支店 愛媛県松山市南高井町593	5480001000814	本業務は、プロポーザル方式により特定した者と、会計法29条の3第4項、予決令第102条の4第3号に基づき随意契約するものである。	11,088,000	10,945,000	98.71		
令和4～5年度 高松環状道路概略検討業務 香川河川国道事務所 令和5年1月13日から令和5年3月31日まで 土木関係建設コンサルタント業務	分任支出負担行為担当官 四国地方整備局 香川河川国道事務所長 黒木 賢二郎 香川県高松市福岡町4-26-32	令和5年1月12日	パンフィックコンサルタンツ（株）四国支社 香川県高松市紺屋町4-10	8013401001509	本業務は、プロポーザル方式により特定した者と、会計法29条の3第4項、予決令第102条の4第3号に基づき随意契約するものである。	20,130,000	20,130,000	100		
令和4～5年度 松山管内高架下等利用計画検討業務 松山河川国道事務所 令和5年1月17日から令和5年7月31日まで 土木関係建設コンサルタント業務	分任支出負担行為担当官 四国地方整備局 松山河川国道事務所長 中屋 正浩 愛媛県松山市土居田町797-2	令和5年1月16日	（株）建設環境研究所 高松支店 香川県高松市松島町1-13-10 カントビル5F	4013301013608	本業務は、プロポーザル方式により特定した者と、会計法29条の3第4項、予決令第102条の4第3号に基づき随意契約するものである。	9,999,000	9,999,000	100		
令和4～5年度 野江久保トンネル詳細設計業務 徳島河川国道事務所 令和5年1月20日から令和5年7月31日まで 土木関係建設コンサルタント業務	分任支出負担行為担当官 四国地方整備局 徳島河川国道事務所長 関 健太郎 徳島県徳島市上吉野町3丁目35	令和5年1月19日	（株）エイト日本技術開発 徳島支店 徳島県徳島市中洲町2-8	7260001000735	本業務は、プロポーザル方式により特定した者と、会計法29条の3第4項、予決令第102条の4第3号に基づき随意契約するものである。	58,982,000	58,960,000	99.96		
令和4～5年度 山鳥坂ダム周辺環境整備検討業務 山鳥坂ダム工事事務所 令和5年1月26日から令和5年9月30日まで 土木関係建設コンサルタント業務	分任支出負担行為担当官 四国地方整備局 山鳥坂ダム工事事務所長 福田 勝之 愛媛県大洲市脇川町予子林6-4	令和5年1月25日	（一財）水源環境センター 東京都千代田区麹町2-14-2 麹町NKビル	7010005002901	本業務は、プロポーザル方式により特定した者と、会計法29条の3第4項、予決令第102条の4第3号に基づき随意契約するものである。	12,287,000	12,287,000	100		
令和4～5年度 日下川新規放水路（吐口側）その2工事 高知県吾川郡いの町大内地先 令和5年2月1日から令和5年7月31日まで 一般土木工事	分任支出負担行為担当官 四国地方整備局 高知河川国道事務所長 小林 賢也 高知県高知市六泉寺町96-7	令和5年1月31日	熊谷組・大豊建設特定建設工事共同企業体 香川県高松市木太町3027-1		日下川新規放水路は「平成30～32年度 日下川新規放水路（吐口側）工事（以下、前工事）」により、上記業者を請負者として施工していたところであるが、代替水源確保（配管整備等）及び管理通路として管理用通路【作業坑】（以下、作業坑）を整備することになり構造が変更となった。それに伴い新たに使用する材料の調達や製作に時間を要した。また、工事車両が通行している市道沿いに住んでいる住民からの振動・騒音に対する苦情対応等により工事に遅れが生じ、作業坑のインバート及び覆工の一部工事が期限内に完了せず、やむを得ず打ち切り竣工とせざるを得なくなったものである。 本工事は、管理用通路として整備する工事であり、当初予期し得なかった事情の変化により必要となった工事である。 本工事の施工において、作業坑の覆工及びインバートは、トンネル構造を安定させるためには一体的に施工することが必要である。インバートを施工する際に、本工事施工者と異なる者が施工した場合、前工事において一部施工が完了している覆工に影響が生じた際の責任分界点が不明となる事に加え、覆工等の品質確保の面でも、本坑施工者が施工する必要がある。 また、インバート掘削に伴う地山の安定性確保や湧水対策の対応についても、トンネル本坑並びに作業坑掘削に伴う地山の状況を知り得る施工者の一貫した判断に基づき施工することが、管理用通路自体の安全性につながることも、施工上の安全性を確保する上で不可欠である。 なお、本工事について上記業者以外の方に施工させた場合、新たに間接費を計上する必要があるが、上記業者に施工させた場合は、既存設備を流用し現場経費等を新たに計上する必要が無いため、経費の削減を図ることもできる。 以上により、本工事については上記業者以外に適切な施工を行うことが出来ないことから、競争が存在しない。 よって、会計法29条の3第4項及び予算決算及び会計令第102条の4第3号により、契約を締結するものである。	231,132,000	230,340,000	99.66		